

学内情報システム及びコミュニケーションツール等の 教育利用のガイドライン【教員向け】

教育支援本部

1. ガイドライン策定の趣旨

本学の「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」では、アカデミック・ハラスメントを「教育上又は研究上の地位を利用して、相手を不快にさせる教育研究活動に関連する言動」と定めている。言動には口頭での発言にとどまらず、メールの送信、ブログやツイッターなどへの書き込みなども含まれる。そのため、アカデミック・ハラスメント防止の観点から、学内情報システムで提供されている各種サービス（Web メール、WebClass など）、ならびにブログ、ツイッターなどを教育利用する際の留意点をまとめたガイドラインを策定する。

本ガイドラインは主として本学学生を対象とした教育に対するものであるが、科目等履修制度、高大連携事業や公開講座等を利用する他大学生・高専生・高校生等についての教育においても実態に合わせながら本ガイドラインを適用する。

2. 対象とする学内情報システム等のサービス

- (1) 『学生便覧』に掲載されている学内情報システムで提供されるサービス「事務管理公開システム《ポータル》、WebClass、電子掲示ボード、Web メール」
- (2) (1)以外のサービスで、ライセンス契約等により本学学生アカウントによって利用可能なサービス「Google Classroom、e ラーニングシステムなど」
- (3) (2)以外のサービスで、インターネット上で個人が情報を発信することにより、特定又は不特定に関わらず、多数の利用者が相互に情報をやりとりしながらコミュニケーションをとることができるサービス「ブログ、チャット、電子掲示板など（LINE 等のアプリを利用したサービスも含む）」

3. 教育利用上の基本原則

学生への連絡、教材配布・課題提出など授業運営のためには、原則として上記2(1)のサービスを利用する。

上記2(2)のサービスを利用する場合には、利用のための準備（履修者登録など）、利用の仕方の周知（学生へのマニュアル配布など）を適切に行い、学生が支障なくサービスを受けられるようにする。

上記2(3)のサービスを利用する場合には、使用環境や本人の意向により、利用できない（利用しない）学生がいることを考慮し、履修上不利にならないようにする。

いずれの場合にも、本学「教職員就業規則」ならびに「ハラスメントの防止及び対策に関するガイドライン」に則り、法令等の遵守、信用失墜行為の禁止に加え、教員として品位に欠ける言動や相手を不快にさせる言動は慎み、公私を問わず高い倫理観をもって行動すること。

4. 教育利用上の遵守事項

- (1) 学生への連絡にあたっては、次のことに留意する。

- ・連絡する頻度、時間帯、返信の指示などにおいて、学生の負担とならないよう留意する。
 - ・相手に配慮した、また誤解をさける使用・言語表現に努める。特に、短文によるやりとりの場合は、誤解等生じやすく、また学生と教員の立場の違いなども考慮し、言葉を選ぶ。
 - ・本学アカウント以外のEメールアドレス等を利用した連絡は、あらかじめ、本人の同意を得た上で行う。
 - ・学生に対して教育上必要のない私的な内容の連絡は行わない。
- (2) ブログ、チャット、電子掲示板など(上記2(3)のサービス)の利用にあたっては、次のことに留意する。
- ・学生の誹謗中傷など、人権侵害に当たる情報を掲載しない。
 - ・職務上知り得た機密事項(学外に公表されていない教務・入試関連情報等も含む)を掲載しない。
 - ・学生の同意なく、学生の個人にかかわる情報、画像、また成果物などを掲載しない。
 - ・学生のサービスへの登録、参加、返答等を授業の評価の一部としない。
 - ・グループで使用している場合、個別の指導や注意(叱責)などを掲載しない。
- (3) 発言前に、内容に誤りがないか確かめ、虚偽内容や不適切な情報を公開してしまった場合にはただちに認め、早急に訂正し、かつ訂正したことを公開するなどの対応を行うこと。
- (4) 法人(大学)の公式見解であるかのような投稿、発言を行わない。
- (5) 一度公開された情報は完全には削除できないこと、第三者によって保存され将来にわたり利用される恐れがあることを認識し、公開範囲を十分に検討すること。